

令和2年第2回江北町議会（臨時会）会議録						
招集年月日	令和2年5月1日					
招集場所	江北町議場					
開散会日時 及び宣言	開会	令和2年5月1日 午前10時00分				議長 西原 好文
	閉会	令和2年5月1日 午前11時12分				
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	石津 圭太	○	6	三 苫 紀美子	○
	2	江頭 義彦	○	7	池田 和幸	○
	3	金丸 祐樹	○	8	吉岡 隆幸	○
	4	井上 敏文	○	9	淵上 正昭	○
	5	坂井 正隆	○	10	西原 好文	○
会議録署名議員	1番	石津 圭太	2番	江頭 義彦	3番	金丸 祐樹
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	山田 恭輔	○	町民課長	溝口 進洋	○
	副町長	山中 秀夫	○	産業課長	一ノ瀬 和義	○
	教育長	吉田 功	○	こども教育課長	百武 一治	○
	総務課長	山中 晴巳	○	政策課長	田中 盛方	○
	福祉課長	松尾 徳子	○			
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	平川 智敏				
	書記	百武 久美子				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

## ▽令和2年5月1日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 令和元年度江北町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について
- 日程第4 報告第2号 江北町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第5 報告第3号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第6 報告第4号 令和2年度江北町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 日程第7 議案第21号 令和2年度江北町一般会計補正予算（第2号）

---

### 午前10時 開会

#### ○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和2年第2回江北町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

臨時議会開会に先立ちまして、このたびの新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を表するとともに、御遺族の方々には心よりお悔やみを申し上げます。

また、今なお新型コロナウイルスに罹患され、入院中の方々も数多くいらっしゃいます。御本人はもとより御家族、関係者の皆様に謹んでお見舞いを申し上げるとともに、不眠不休で献身的に治療に当たっておられる医療関係の皆様や感染拡大防止に日々御尽力をいただいている関係者の皆様に深く感謝申し上げます次第であります。

新型コロナウイルスが一日でも早く終息し、人々の日常生活が早期に戻ってくることを願ってやみません。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○西原好文議長

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において石津圭太君、江頭義彦君、金丸祐樹君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○西原好文議長

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3～第7 報告第1号～報告第4号、議案第21号

○西原好文議長

日程第3. 報告第1号から日程第7. 議案第21号までを一括上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。平川局長。

○議会事務局長（平川智敏）

(朗読省略)

○西原好文議長

朗読が終わりましたので、町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。本日は臨時議会を招集させていただきました。

御存じのとおり、我が国のみならず、世界的な新型コロナウイルスが蔓延をいたしておりますけれども、その対応として、我が町として必要な予算を御審議いただきたいというふうに思っております。

順次、今回提案をさせていただきました議案について御説明を申し上げたいというふうに思います。

まずは、報告第1号 令和元年度江北町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について御報告を申し上げます。

御存じのとおり、3月3日から我が江北町におきましても、小学校、中学校等につきまし

て休校を余儀なくされたところであります。

この休校の措置は、現在まで継続をいたしておるところでありますけれども、当初4月6日に学校再開ということで予定をしておりまして、僅かではありましたが、再開をいたすことができました。

こうした学校再開を控えまして、小学校、中学校の子供たちにマスクを1人1枚、これは町内の構成事業者で製作をしていただいたものでありましたけれども、配布をするために今回専決処分をさせていただいたところであります。

また、併せまして、春休みまでの間、1人で過ごすことができない児童・生徒もいたために、平日における放課後等デイサービスの利用時間等が拡充され、給付費が増加したところであります。

こうしたことにつきまして、3月30日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

この専決処分については、令和元年度の一般会計補正予算として処分させていただいたものであります。

次に、報告第2号 江北町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、4月1日から施行することとされたため、江北町税条例等の一部改正が必要となり、令和2年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

今回の改正内容の1点目は、寡婦控除の税制上の改正に伴う個人町民税の扶養親族等の申告書の見直し、2点目は、所有者不明土地に係る固定資産税納税義務者の見直し、3点目は、優良住宅造成地に係る長期譲渡所得等の課税特例の期間延長であります。

続きまして、報告第3号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、4月1日から施行することとされたため、江北町国民健康保険税条例の改正が必要となり、令和2年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

今回の改正内容の1点目は、医療給付費分の課税限度額を61万円から63万円へ、介護給付金課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に引き上げるものであります。つまり緩和されたということであります。

2点目は、国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯を判定する際の1人当たりの加算額を28万円から28万5千円に、また、2割軽減の対象となる世帯を判定する際の1人当たりの加算額を51万円から52万円に引上げ、軽減世帯の所得要件を緩和するものであります。

次に、報告第4号 令和2年度江北町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について御説明を申し上げます。

新型コロナウイルスの終息が見えない中で、経済情勢は厳しい状況に置かれております。

緊急事態宣言が発出されたことにより、佐賀県においても緊急事態措置として、事業者に対し休業要請等が行われ、その支援として店舗休業支援金15万円が県から支給されることになっております。

これに併せまして、本町においても独自の取組といたしまして、県からの休業要請に応じ、休業または営業時間の短縮を予定している店舗等に対し、県の支援金が支給されるまでのつなぎとして、また県の支援金の上乗せとして「江北型店舗休業支援金」を給付することといたしました。

一日も早く給付する必要があるため、商工会に補助金として交付をすることで、申請受付を商工会で実施することにより、事業者に迅速に支給を行うものであります。

4月22日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

商工会からの報告によりますと、昨日末時点で32件の支給申請が行われており、早い方では申請開始27日の翌日、28日には江北型店舗休業支援金がお手元に届いておるといふうに聞いております。

町の試算によりますと、約50店舗が今回対象となるというふう聞いておまして、そういう意味では、既に6割強の方が支給の申請をいただいているということでもありますけれども、逆に言いますと、まだ4割の方が申請をいただいていないということでもあります。

ぜひ商工会におかれましては、申請を待つという待ちの姿勢だけではなく、ある程度対象の店舗も分かるわけですから、ぜひこちらのほうから積極的にお声かけをしていただいて、早期の支給を受けていただくように併せてお願いをいたしたいというふうにあります。

次に、議案第21号 令和2年度江北町一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、世界的な発生拡大が見られる新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応策に係るものなどで、10億4,202万9千円を増額し、歳入歳出予算総額を66億5,902万9千円とするものであります。

今回の補正予算の中につきましては、1つには、後ほど御説明をいたします1人当たり10万円の定額給付金など、国の措置の即応ということと、町独自の新型コロナウイルス対策というのが大きな二本立てになっておるところでございます。

国においては、4月27日に2020年度補正予算案が国会に提出され、昨日4月30日に成立をしたところであります。本町においても、現下の状況を受け迅速に対応するため、以下の事業について緊急支援を実施することとしております。

まず1点目については、既に報道等もなされておりますけれども、国の措置への対応ということになりますけれども、1人当たり10万円の特別定額給付金事業であります。

この事業につきましては、報道等で御存じだと思いますけれども、家計への支援を行うために1人当たり一律10万円を給付するものであります。既に全国の中では給付が始まったと報道されているところもありますけれども、御存じのとおり、私ども江北町は、近隣の市町と併せて住民情報の共同処理を行っております。その関係上、申請書の送付が5月中旬、また、支給は5月下旬を予定いたしております。我が江北町はいつ頃になるのかということで不安に思っておられる町民の方もおられるというふうに思いますけれども、今申し上げました予定をひとまずのスケジュールとして、既に町民の皆様にはお知らせをいたしておるところでございます。

次に、これも同じく国の措置への対応ということになりますけれども、子育て世帯臨時特別給付金事業でございます。

この事業につきましては、児童手当を受給する世帯に対し、児童1人当たり一時金として1万円を上乗せするものであります。ここについては、公務員以外については、6月に支給をされる児童手当に、それこそ自動的に1万円を上乗せされるということになっておりますので、特段の手続は不要でありますけれども、6月の町の広報でこうした1万円の上乗せの支給についてはお知らせをする予定にしております。

次に、御報告をいたします事業につきましては、町独自の取組ということになります。

今回の新型コロナウイルス感染症は、経済にも大きな影を落としており、町内の事業者にも打撃を与えているところであります。

そこで、そうした地域経済の回復策の一環といたしまして、今回、先ほど御説明をいたしました国からの1人10万円の定額給付金の支給に併せまして、町独自の取組といたしまして、「プレミアム付ビッキー商品券」の販売を行いたいというふうに思っております。

このプレミアム付ビッキー商品券につきましては、町民1人当たり1セット、つまり、今回町民お一人お一人10万円の支給を受けられるわけでありまして、その10万円のうち1万円はぜひ町の経済のために御協力をいただきたいという考えのもとに設計をしておるわけでありまして、町民1人当たり、子供から大人まで1人当たり1セットを販売し、町内事業者の支援、消費活動の推進を図るものであります。

先ほど申し上げましたように、国の定額給付金の支給が5月下旬ということで予定をしておるものですから、これに併せまして、プレミアム付商品券の販売も開始をいたしまして、ぜひこの10万円の中から町民お一人お一人、町の経済の活性化に御協力をいただきたいというふうに思っております。千円のビッキー商品券12枚を1万円で購入ができるということで、プレミアム分は2千円分ということになりますけれども、町民一人一人ということですから、当然子供から大人まで、5人家族であれば5セット購入ができますから、ぜひ積極的な購入をお願いしたいというふうに思っております。

それともう一点、ここで申し上げるのが適当かどうか分かりませんが、江北町は約人口1万人ですから、1人10万円の給付を受けるということであれば、これだけで10億円になるわけでありまして、それだけこの町に定額給付金が支給をされるということでありまして、その一部を今回プレミアム付商品券として町としては対応させていただくわけでありまして、ぜひ町内の事業者、また工業者、それ以外の各種事業者の方については、せっかくそれだけ町民の皆さんが定額給付金を支給されるわけですから、それを町内の経済に呼び込むと言うんでしょうか、それはぜひ商工会を中心として、そうしたアイデアもぜひ出していただきたいというふうに思います。それが町全体で、やはりこの新型コロナに打ちかつということですから、町の事業のみならず、そうした各事業者、また商工会のお取組についても期待を申し上げるところであります。

さて、全国的に緊急事態宣言が発令をされていることから、不要不急の外出自粛要請がなされております。町内の出身者の方でも、現在県外で暮らしていらっしゃる親族の方がい

らっしゃるというふうに思いますし、特に新年度ということで、就職や入学などでまだ慣れない土地でお一人、心細い思いで毎日を暮らしていらっしゃる方もあるのではないかとこのように思います。大変残念ながら、ゴールデンウィークは本来であれば、そうした帰省の絶好の時期でありますけれども、今回は全国的に自粛要請がなされているということで帰省ができない方もたくさんいらっしゃるのではないかとこのように思っております。

こうした中で、そうした心細い思いをしておられる全国の江北町の出身者の方と気持ちをつなぐということから、既定の予算で対応させていただいておりますけれども、町から今のところマスクを6枚、それと江北町のお米を3合お送りする「こうほくふるさと便」を既に実施させていただいているところであります。

昨日の時点で既に210件の申請をいただいておりますけれども、申請していただいた方からは、町外で暮らす家族は1人ではないというふうなお声も聞いたりしておりますし、御存じのとおり、緊急事態宣言そのものも延長をされるというふうなことも予測がされております。

こうした中で、今議会で正式に予算として計上させていただき、今後も継続的に取組ができるようにしたいというふうに思っております。

次に、町内に保育所が6か所あります。ここに通所している子供たちを新型コロナウイルスの感染から守るためにマスク等の配布を実施することといたしております。これは国の措置への対応ということになりますけれども、こちらについても、今回併せて予算の計上をさせていただいているところであります。

また、今回臨時議会に際しまして、社会教育施設の空調設備設置事業に関連する予算も計上させていただいております。

具体的には、指定避難所であるネイブル、また、今後指定避難所に指定を予定しておりますさわやかスポーツセンターの空調の設計発注等の支援業務と実施設計業務の委託料を計上させていただきます。直接的には新型コロナウイルスの対応ということではありませんけれども、今後、災害が発生しやすい時期を迎えます。御存じのとおり、昨年8月には佐賀豪雨ということで江北町も大きな災害に見舞われたところでありますけれども、今般の新型コロナウイルスの発生を受けまして、また避難所の運営の仕方ということも見直さざるを得ないというふうに思っております。

さらに加えて、夏季でありますとか、高温になる季節に災害が起きやすいということにな

るわけでありませけれども、現在こうした避難所については空調設備が整備をされておられませんので、この際、こうした避難所の機能強化という観点から空調設備の整備をさせていただきたいというふうに思っております、早期の事業着手、また完了を目指すために、今回の臨時議会で併せて予算を計上いたしております。

これらの補正予算の財源といたしましては、事業執行に係る国庫補助及びふるさと応援基金繰入金を今のところ予定しておりますけれども、今回、国においても117兆円——事業費ベースですけど——との新型コロナウイルス関係の経済対策が予定をされておりますので、そうしたことが明らかになった段階で、積極的にそうした財源に振替を行って、なるべく町としての支出は減らしていきたいというふうに思っております。

どうぞ慎重なる御審議よろしくお願いいたします。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

提案理由の説明が終わりましたので、議案の審議に入ります。

日程第3．報告第1号 令和元年度江北町一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

#### ○西原好文議長

起立全員であります。よって、報告第1号 令和元年度江北町一般会計補正予算（第9号）の専決処分については、原案どおり承認することに決しました。

日程第4．報告第2号 江北町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方はございませんか。4番井上君。

**○井上敏文議員**

参考資料の1ページに、所有者が明らかでない場合の措置として書いてあります。そのときに、固定資産の所有者が明らかにならない場合はというふうなことを書いてあります。これが明らかにならないとした後、相続人がいた場合、恐らくこの所有者が明らかでないというふうなことで手続をしようとしたところ、相続人があったとした場合にどうなるかというのと、所有者が分からない、使用者が今まで申告するということになっておりますけど、その使用者が申告しない場合はどうなるんですか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。溝口町民課長。

**○町民課長（溝口進洋）**

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

調査していて、相続人が出てきたといった場合は、当然相続人の方にこちらから願いをするということになりますが、その間も、まだ相続人が確定するまでの間は、現在使用している使用者に納税の依頼をするということです。

それと、もう一つは相続——すみません、もう一度お願いします。

**○西原好文議長**

4番井上君。

**○井上敏文議員**

相続登記がされるまでの間において、使用者に税がかかるということなんですね。この辺が、相続人が登記されるまでに、なぜ使用者が払わんばいかんかというふうな問題が出てきはせんかなという気もするんですけども、その辺のやり取りはどういうふうな形になっていくのかなと思います。そういった問題が出てきはしないかなという気がします。

そのときの対応と、もう一つ、現に使用している人が申告をしない場合はどういうふうになるのかなと思いますけれども。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。溝口町民課長。

**○町民課長（溝口進洋）**

申告をしない場合ということは、やはりそれはこちらのほうから願いするという形で交

渉を続けていくということになるかと思えます。

**○西原好文議長**

4番井上君。

**○井上敏文議員**

申告しなければ、その使用者に対して申告するように催告をするということですね。

これは答弁要らないんですけど、後で相続人が分かったとしたときに、使用者に固定資産を払いなさいと言うとって、後でそういった相続人が分かったというふうなことは、その辺の町の指導として相続人に請求が行くはずなんですけど、その辺がよく分からないというか、整理ができないんですけど、どういった過程でされるのか。その使用者が税を払いよって、後で相続人が分かったとしたときの措置はどうされるんですかということですか。

**○西原好文議長**

溝口町民課長。

**○町民課長（溝口進洋）**

これは所有者というか、土地を現に使用されている方が当然税金を払わないというようなことでは不公平があるということで、その固定資産税を取るために使用者に対してお願いをするということで、その後に所有者が出てくるということがなかなか想定しにくいところもありますけれども、当然所有者が分かった時点では、そこで当然現使用者と所有者等々でこちらのほうから話しかけて、所有者に納税義務者になっていただくというような形になるかと思えます。

**○西原好文議長**

補足説明をお願いします。山中副町長。

**○副町長（山中秀夫）**

固定資産税の所有者が不明なときは当然課税ができないわけですし、実際、使用を仮に、人の土地をしている人が明らかに課税をしてもいいというふうな段階というか、こちらが判断したときに課税ができると思います。

そういうふうな中で、相手がそしたら作らんと言われたら、もうどうもできないんじゃないかなということで、非常にこれは、今土地が誰のものか分からないと言うんですか、家屋もそうですけれども、実際課税はしていてもどこにおられるか分からないというふうな非常に問題があります。ただ、これについては土地を使用している人が明らかにあったときに課

税もしていいですよということで、それは本人との話の中でしていくべきだと思っています。

それから、所有者が出てきた場合については、所有者に対して課税を当然すべきですので、その時点で、また所有者に対して課税をかけ直すということになると思います。ただし、そういうことはまれだと思いますので、この条例のあれは、実際個人が人の土地を自由に使っていることに対して税金をかけられるということで、町が判断したときのことだと思います。ですから、このようなケースについては余りないんじゃないかと思うんですけども、今回、国のほうで税法が変わったということで、うちの税条例も変えているところでございます。

以上です。

**○西原好文議長**

よろしいですか。ほかに。5番坂井君。

**○坂井正隆議員**

1問だけ質問をします。

戦後、農地開放というのが施行されたわけですけども、そのときに地主不在というふうな法律があったわけですけど、今、その地主不在というふうな文言というか、法律はないんですか。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。溝口町民課長。

**○町民課長（溝口進洋）**

法律的に地主不在の土地というのはほとんどないというふうに思います。うちの場合で言いますと、地籍調査という形で全土地を調査したということですので、そのときに不在のところを調べていろいろ見ているので、そこら辺は当町では今のところないと思います。

**○西原好文議長**

5番坂井君。

**○坂井正隆議員**

ちょっと私の質問の意味が通らなかったかなと思いますけれども、今、地主不在というふうな法律用語があるのかないのかを聞いたつもりですけども。地主不在、戦後使われて農地が開放されたときに、地主がおらんと、戦後ですから、戦争に行って持ち主がおらんとするふうな場合とか行方不明とかの場合には、現に耕作をされている人の土地になったという

経過があるわけですが、今そういうものはないんですか、地主不在というのは。

○西原好文議長

答弁を求めます。溝口町民課長。

○町民課長（溝口進洋）

その分に関しては、地主不在という法律用語はないと思います。

○西原好文議長

5番坂井君。

○坂井正隆議員

今答えてもらわなくてもいいですけど、後で分かったら知らせていただきたいと思います。

以上で終わります。

○西原好文議長

ほかに質疑の方はございませんか。7番池田君。

○池田和幸議員

先ほどと同じ報告第2号の参考資料のほうですけれども、3の改正内容の(3)に「優良住宅地の造成のために土地等」と書いてありますけれども、この優良住宅地の造成のための土地というのはどういう土地なのか、お願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。溝口町民課長。

○町民課長（溝口進洋）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

優良住宅地造成ということで、その造成に伴って宅地造成事業を行うというようなことで、開発許可を必要としないもので1,000平米以上とか、開発を必要とする宅地造成関係で1,000平米以上の供給の寄与とする都道府県知事からの認定を受けたもの、あるいは優良住宅地造成事業に向けた譲渡関係で25戸以上の住宅開発、15戸以上もしくは床面積1,000平米以上の中高層住宅というようなことで、一定の規模で住宅がある程度戸数を決められた要件に合うような形の住宅造成というようなことでございます。

○西原好文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

分かりましたけれども、うちの町では該当する土地はあるのでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。溝口町民課長。

○町民課長（溝口進洋）

それに関しては、過去ずっと調べてはいないんですけれども、最近のここ三、四年で申しますと、江北町で4件ほどあっております。

以上です。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今日は新型コロナの臨時議会だと思っておりましたけれども、まさか報告でこんなに御質問をたくさんいただくとお思いませんでしたし、なかなか答弁のほうも四苦八苦するというのも想定しておりませんでしたけれども、もともと租税特別措置法というのがありまして、そういう土地の流動化を促すためにそうした宅地造成等を行う場合には、こうした税の減免措置があります。都市計画区域内においては、都市計画法に基づく開発行為許可を受ければ自動的にこうした減免が受けられるんですけれども、それ以外の、都市計画区域以外の土地についても、都市計画法で定められている基準と同じように造成をされた土地、ですから、例えば、道路は基本的には6メートル以上なからんばいかんよとか、公園が全体の中に5%以上なからんばいかんよとかいろいろ基準があるわけなんですけれども、都市計画区域以外でも都市計画法に基づく基準に沿って宅地造成をした場合に、この優良住宅地の認定というのを受けることができます。ですから、先ほど町民課長が報告した4件というのは、恐らく町内で宅地造成が行われた土地なんじゃないかなというふうに思いますので、言ってみれば、都市計画法の開発行為と同じ基準で造成された土地というふうに御理解いただければいいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

よろしいですか。ほかに質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○西原好文議長**

起立全員であります。よって、報告第2号 江北町税条例等の一部を改正する条例の専決処分については、原案どおり承認することに決しました。

日程第5. 報告第3号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○西原好文議長**

起立全員であります。よって、報告第3号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については、原案どおり承認することに決しました。

日程第6. 報告第4号 令和2年度江北町一般会計補正予算(第1号)の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方はございませんか。7番池田君。

**○池田和幸議員**

早速、私もある方にテイクアウトを頼んだら、もう頂きましたということで15万円、非常に感謝をされていました。

その点、ちょっとお伺いしたいんですけども、今日の報告第4号関係の参考資料の2ページですけども、この中に、一応町内50店舗という計算でされていますけれども、予算措置としては、一応70店舗という形で予算措置がされています。この70店舗、20店舗多いことに対してどういうところなのかをまず一点と、もう一点が、これは全国的にですけども、昼間の営業をされている方に対しての支援というのをどこでも今問題にされています。その辺の考え方をお聞きいたしたいと思います。

#### ○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

今回の江北型休業支援金については、先ほども御説明いたしましたけれども、県で予定をされている休業支援金の上乗せと併せて、やはりそのつなぎということに今回主眼を置きました。毎日、各市町から独自の支援策が報道をされておりまして、もちろん我が江北町より対象が広いところもありますし、金額も多いところがあります。ただ、そこはやはりいち早くお届けをするというところに主眼を置きましたし、あくまでも県の取組に連動してというところで、今回予算としては計上させていただいておりますし、迅速な給付ということでいけば、今回商工会にも大変な御尽力、御協力をいただきました。恐らく商工会の御協力なくしては、我々のいわゆる役所仕事ではこんなに早くお手元に支援金をお届けすることができなかったというふうに思っております。

そうしたことの中で、この支援金そのものについては専決処分をさせていただいたわけがありますけれども、その対象店舗の50店舗というのも予算の積算上調査をさせていただいて、正直言いますと、電話帳でその業種を拾い上げたというぐらいのことでありました。ですから、50載っていたから50ということではなくて、当然そうしたものに載っていない、我々が知り得ない店舗もあるだろうということで、言ってみれば少し余裕を持って今回積算はさせていただいております。さりとて、県の休業要請の対象になっていない店舗の分まで含まれているということではないものですから、ここは申し訳ないんですけども、やはり県との連動ということで、対象そのものは県の対象店舗と同じというふうに御理解をいただきたいと思います。ですので、我々として概算で50店舗程度ということで考えておりましたものですから、少し余裕を持つての予算計上をさせていただいたというところが1点であります。

それと、2点目の御質問は、お昼間というのは昼営業をされている（「対象外の人」と呼

ぶ者あり) そうですね。

先ほど申し上げましたように、当然これで十分な支援だというふうには思っておりません。ただ、本来は、この新型コロナウイルス禍というのは、我が国全体に訪れている危機でありまして、先ほど御紹介をしましたような、国のほうでは事業規模で117兆円の経済対策を予定してあります。昨日、国会も通っております。

また、昨日は県の対策本部会議の中でも、県のほうでも矢継ぎ早に今支援策を計画されておりまして、その中には、今回、休業要請の対象にならなかった店舗の支援ということもあります。もちろん、我が江北町内でも町全体の経済活動が大変な打撃を受けているわけでありまして、一方で、今の町の経済活動全部を町で補填をするという財政状況にはもちろんございません。やはりそうした中で、我々としてできることとして、今回休業支援金を取組させていただきまし、例えば、テイクアウトのチラシも今既に第三弾、これは本当に産業課が足で稼いで集めてくれた情報ですけれども、連休前に全世帯に配布をすることができました。

また、こうした国やこれから予定をされております、やはり県の支援金というのをいち早く町民の皆さんにおつなぎをするということが我々にできることではないかというふうに思っておりますので、まずは国や県のこうした支援策をしっかりと早くお届けをすると、情報収集をしっかりとやるということにまずは努めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

7番池田君。

#### ○池田和幸議員

よく分かりましたけれども、これからのことにはなるかと思っております。お昼のところもやっぱりお客さんが来ない、人手が少ない、そういうのが今どこでもそうだと思います。それに対して、各自治体によってはいろいろな施策をされているところもあるということで、その状況把握をできれば、先ほど商工会によくやっていただいたということも言われていましたけれども、そういう情報等を少しは産業課のほうも把握をされているのか。そういう対象外の方のところのお店の経営ぐあいとか、そういうところは把握されているかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

#### ○西原好文議長

質問に対し答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

先ほど議会に先立ちまして、議員の皆様方への議案説明の中でも、例えば、農業者についても、やはり一定の目配りをとということで御指摘をいただきましたし、我々としては、そうした状況把握に努めたいというふうに思っておりますし、今回の休業対象以外の方の状況というのも産業課、また私も直接に実はお話も聞かせていただいているところであります。逆に言えば、ぜひそうしたところは、特に商業者、工業者については、商工会こそそうした状況把握に努めていただいて、またそうした情報も我々にも御提供いただければありがたいというふうに思いますし、先ほど申し上げましたように、1人10万円、江北町で10億円なんです。やはりこれをいかに町内の経済に回すかというところは、まさにそういうお一人お一人、また商工会のお力が、これは本当に必要だというふうに思います。やはり今は時代の転換点であります。そうした時代の変わり目ということもぜひ見極めていただいて、様々な事業に取り組んでいただければというふうに思いますし、ぜひそこは町も一緒にそうした新たな事業転換については支援というか、並走をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

**○西原好文議長**

7番池田君。

**○池田和幸議員**

分かりました。商工会のほうにはそういう指示というか、要するに調査等、アンケート等をぜひやっていただいて、そういう活動をしていると、今のところ給付は厳しいけれども、そういう内容というか、需要をちゃんと把握しているということを、町と商工会のほうでやっていただければ、そういう形での報告ができるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○西原好文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

言葉尻を捉えるようで本当に恐縮なんですけれども、私どもは商工会に指示をする立場にはございません。いつぞやの議会でも御質問をいただいたと思いますけれども、やはりそれはともに商工業の振興を進めていく、言ってみればパートナーということなんだろうと思

ます。ですから、我々役場が商工会に指示をして調査をしてもらうということではなくて、それは商工会そのもののやはり存在意義といたしましょうか——からしても、自発的にもぜひそういう情報収集に努めていただいて、我々も努めますけれども、そうした中で知り得た情報といたしましょうか、集めた情報については共有ができればという姿勢であります。

以上でございます。

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方はございませんか。4番井上君。

**○井上敏文議員**

この10万円の給付金についてですけれども、心配なのは、高齢者の方がこういう制度を利用……。

**○西原好文議長**

10万円の分ですか、これは15万円の……。

**○井上敏文議員**

あつ、15万円。そしたらまた後で質問します。

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○西原好文議長**

起立全員であります。よって、報告第4号 令和2年度江北町一般会計補正予算(第1号)の専決処分については、原案どおり承認することに決しました。

日程第7. 報告第21号 令和2年度江北町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方はございませんか。4番井上君。

**○井上敏文議員**

すみません、先ほどは勇み足しまして申し訳ありませんでした。

10万円の給付金のことについて、高齢者の方への対応として、申請書が来て書いて郵送するということがありますけれども、なかなか高齢者の方には難しい部分もあるかと思います。テレビの報道を見ておりますと、青森県の西目屋村ですか、あそこ辺りは職員さんが独居老人のお宅に現金を持っていったり、そういったサービスもされております。

本町では、高齢者の方への対応としてどのように考えておられるかをお尋ねしたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。溝口町民課長。

**○町民課長（溝口進洋）**

御質問にお答えしたいと思います。

この特別定額給付金に対しては、基本的には郵送、あるいは電子申請というような形で決まっておりますので、あくまでもその分は郵便の申請で対応させていただきたいということで、どうしてもそういったことが難しい方は当然窓口のほうに来られるというふうに想定いたしておりますので、それは窓口で受け付けていきたいというふうな形で、あくまでも口座振込という形になると思います。

以上です。

**○西原好文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

今回せっかく国のほうから、国民一人すべからく10万円を頂けるといいますから、個人としてももちろんですけども、やっぱり町としても、せっかく頂けるといいうものは、町民余すところなくしっかり受け取っていただきたいというふうに思います。

そうした中で、1つは最近、既に詐欺というんですかね、これに乗じた詐欺が一部発生をしているということでもありますし、ここはしっかりそうした注意喚起もせんばいかんというふうに思っておりますけれども、先ほど御指摘をいただいた高齢者の方々、なかなか郵送とかいうことでもままならん方もいらっしゃるのではないかなというふうに思います。幸い町

内には民生委員さんたちもおられます。何でもまた民生委員さんにと言うと嫌がられるんですけれども、ここはまさに町を挙げての対応をせんばいかなというふうに思います。これから具体的な手続がはっきりした段階で、そうした民生委員さんたちにも情報提供させていただいたり、もちろん区長さんもおられますし、そうした方たちにも個別の郵送だけで済ませるのではなくて、言ってみれば、そういう地域でもしっかりサポートができるようなことをお願いしたいなというふうに思いますし、ここから先はまだ自分が確認をしていないんですけれども、どなたがまだ申請をされていないかみたいなことも最終的には分かるんだとすれば、やはり特別に何かの思い入れがあって、いや、自分は受け取らんという方でない限りは、恐らくうっかりといいましょうか、やり方が分からない、もしくはするのを忘れていたという方もたくさんいらっしゃると思いますから、そこはいろいろ個人情報はあるかと思えますけれども、可能な限り、せつかくですから、町民の皆さんがこぞって受給ができるような取組を、今後になりますけれども、ぜひしていきたいと思います。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

よろしいですか。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。（「関連」と呼ぶ者あり）9番 淵上君。

#### ○淵上正昭議員

今の件で、基本的には世帯主になっています。その方が体が不自由であったりとか、あるいは病院等、あるいは施設等に入っておられる。そういったときには代理人でもオーケーだろうというふうに思いますが、郵送をする場合に、代理人、今先ほど出ました民生委員さんであったりとか、そういった方々でもオッケーですよというような通知というのは実際郵送されるときに入っているんでしょうか、周知をされるんでしょうか。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。溝口町民課長。

#### ○町民課長（溝口進洋）

ただいまの質問ですけれども、そういった方々が代理人という形になることはできるんですけれども、その通知に関して言えば、今とにかく急いで申請書を送付するというようなことでしておりますので、後からでもその分は周知したいというふうに考えております。

以上です。

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方はございませんか。7番池田君。

**○池田和幸議員**

ちょっと確認で1点、先ほど説明会の際にオンライン支給に関して少し説明がありました。その中で、オンラインの申請は国のほうの受付になるのか、役場のほうとはまた違うのかなと思うんですけれども、ただ、支給に関しては一緒という形で町長のほうから説明を受けましたので、申請に対して、オンラインは国のシステムの申請になるのかを1つ。

もう一点が、受け取らない場合というのが国の――に書いてあったんですけれども、選択ができるというのが書いてある、これもその中にチェックがあると思うんですけれども、その辺は送らないとやっぱり分からないわけですね。要するに、送って返信してもらわないと分からないんですけれども、その辺の3か月間という形ではあるんですけれども、その辺の方法というか、来ない人に対しての、先ほどちょっと出たと思いますけれども、申請をしない方への対応、その辺分かればお願いしたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。溝口町民課長。

**○町民課長（溝口進洋）**

ただいまの御質問に答えたいと思います。

電子申請関係については、これは国のほうがそういったシステムを開発しておりますので、一般の方は国のほうのシステムに申請してもらうということで、マイナポータルというような国のアプリというか、システムがありますので、そちらのほうを開いていただくと定額給付金の申請が出てきますので、そちらのほうから申請してもらうということになります。

それと、先ほど受け取らない場合としてはどういうものかということですが、この受け取らないというような意思を表示するのに、申請書のほうに受け取らないというようなチェック項目がありますので、そちらにチェックしていただくということで、電子申請の場合も一緒ですので、そういった受け取らないという意思表示をチェックするところがありますので、そこで確認するような形になっております。

以上です。

**○西原好文議長**

7番池田君。

**○池田和幸議員**

分かりました。ちょっと別の質問していいですか。

**○西原好文議長**

どうぞ。

**○池田和幸議員**

今回、先ほどから出ています、入金が入っているところもあるということでしたけれども、ちょっと町長のほうにお聞きしたいんですけれども、うちのほうには臨鉱ポンプがあります。今、約85億円あると思いますけれども、75億円の原資をオーバーしておりますけれども、その点に対して、例えばですけれども、臨鉱ポンプから一時借りをして、そして10億円お借りをして、それを先に町民の方に緊急の手配という形でできるものなのか。

先ほど説明会のときに、支給に関してはオンラインという形で杵藤広域圏のシステムになるので、時期はマイナンバーでも一緒ですよという形があったので、その辺のいろいろな問題はあるとは思いますが、そういうことはできないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

池田議員は、本気で臨鉱ポンプの基金を使ったらいいんじゃないかというふうにお思いでいらっしゃいますか。

先ほど事業の説明で申し上げましたとおり、今回、こうして議会で議決をいただくということになるわけですが、そうなれば当然、予算としては支出が可能になります。

ただ、先ほど事業説明会で申し上げたのは、そうした資金繰りの問題ではなくて、これからの申請手続をするために――何でかと言うと、郵送するためには4月27日現在の住民情報を全て抽出して、そしてそれを申請書に全部書かなくていいように打ち込むようになっているんです。そして、今度各世帯に配布をするように折り込んで、それを今度役場のほうが受け取って、今度また後納の手続をせんばいかんわけです。そうしたことをせんといかんものですから、5月中旬に申請書が送付になりますし、支払いが5月下旬になりますというふうに申し上げましたので、その臨鉱ポンプのお金を使う云々ということとはちょっと違います。

ですから、やっぱり先ほども大変申し訳ないんですけれども、役所仕事だと申請をいただ

いて実際支払いをするまでに、そのくらいの期間が実際かかるんです。だから、先ほどの、例えば、店舗休業給付金なんかは商工会が御協力いただいたからこそ翌日にでも振込ができたということなんです。

ですから、もし臨鉦ポンプの予算を使えば早くできるのかという意味でいけば、できませんというふうにお答えをするしかありません。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

7番池田君。

#### ○池田和幸議員

私が言ったのは、ほかの自治体でもそういう形で先に支払っているところちょっとありましたので、そういう形での支給方法ができないものかという形でお聞きしたんですけれども。

#### ○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

今御質問の事例は、恐らく北海道の東川町のことじゃないかなというふうに思います。昨日国の予算が成立したばかりにもかかわらず、それ前に出したというのは、やっぱりああいうふうに報道も、実際いろいろ仕組みをよく知った上で見ないと危険だなというふうに思ってたんです。

あれはなぜかと言うと、報道では、今回の給付金がもう支給されましたという報道でしたけれども、実はあれは給付金じゃないんです。給付金を借金のカタにお金をお貸ししてあるんです。そして、正式に給付金が来たときには、そのお金で返してくださいという仕組みを実は取られているんですよ。実は、それはそれで、非常に言ってみれば高度なというか、手の込んだ仕組みだなと思って私も感心はいたしました。ただ、先ほどからいろいろ新型コロナの対応をせんばいかん、我が町もぐるり全部陽性患者発生在市町に囲まれているということの中で、限られた体制の中で、今様々な新型コロナの対応をさせていただいているところであります。

そうしたことの中に、今回この10万円を、そういう今申し上げたような御紹介をさせていただくためには、実はいろんな手続を、これもまた別にとらんといかんのです。それよりは、今申し上げたようなふるさと便であるとか、休業給付金であるとか、今回のプレミアム付商

品券であるとか、そして何よりも国のスケジュールの中でも可能な限り我々の作業で早められる分は早くさせていただきたいということを含めて、今回いろんな形で町民の皆様にメッセージをお送りしているわけですから、それだけしかしなくてよければいいのかもかもしれませんけれども、少なくとも先ほどから申し上げているように、5月下旬にはお配りができるように、5月中旬には申請書がお送りできるようにということをしているわけでありますから、ぜひそこは御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方はございませんか。4番井上君。

**○井上敏文議員**

一般会計補正予算（第2号）の分です。社会体育施設費の中に、ネイブルとさわやかスポーツセンター、空調機を入れるための設計委託業務を計上されております。これはネイブル、さわやかスポーツセンター、一括して同じ業者に発注されるのか。

まず、設計や発注支援業務委託をされた後、実施設計業務を契約されるということになるんですか、その辺の手順をお知らせ願いたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

**○こども教育課長（百武一治）**

今、議員がおっしゃるとおりでございます。

まず、実施設計業務の設計に携わる委託料、今回の分を予算計上していただいて、実施設計書が上がったところで全体の工事金額が出ますので、その後、予算の要求をして取り組んでいくということです。

**○西原好文議長**

4番井上君。

**○井上敏文議員**

私が言ったとおりと、こういうふうに言われましたが、私が聞いたのは、ネイブルとさわやかスポーツセンター、これを一括して発注されるのか、面々発注されるのかということを知りたいんですけれども。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。百武こども教育課長。

**○こども教育課長（百武一治）**

一括して発注する予定でございます。

**○西原好文議長**

4番井上君。

**○井上敏文議員**

この設計の発注については、ネイブル辺りは複合施設で、いろんな空調の系統も系統別に分かれたりしております。

そういう中で、やはりネイブルの施設に詳しい業者も指名入札に参加させたほうがいいんじゃないかなと思います。というのは、ネイブルを設計するときに建築設計事務所に委託をしたわけですが、その下に設備設計事務所というのがおるんです。電気と機械設備の設計事務所、その実際した業者もこの指名に入れて参加させたらどうかなと思いますけれども、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

**○こども教育課長（百武一治）**

実施設計の分だと思えますけれども、そういったことも踏まえて検討したいと考えております。

**○西原好文議長**

よろしいですか。ほかに質疑の方はございませんか。6番三苦君。

**○三苦紀美子議員**

主婦として一番うれしいことが、このプレミアム付商品券事業というのは大いに賛成で、商店の方、商業の方を助けるためにも大変いいことをしていただいたと本当にうれしく思っておりますが、もし何かのときに商品券が期限切れということがあったみたいな感じなんですよ。このことについては、支援策では期限をつけられるかどうか、御答弁願いたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。一ノ瀬産業課長。

**○産業課長（一ノ瀬和義）**

ただいまの御質問にお答えしたいと思いますですが、一応なるべく早く消費喚起に回るように、できるように期限は設けるべきではないかと考えておりますけど。それについても今後検討はしたいと思います。

**○西原好文議長**

期限はついていないんですか。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

いろんな法的な制約があるというふうには聞いたことがあるんですけども、今回は、あくまでももともとビッキー商品券という千円券の商品券があるんです。その12枚分を10枚分で買っていただくということであるわけですから、当然、そのプレミアムの販売の期間というのは当然設定をさせていただくこととなりますけれども、ビッキー商品券そのものに使用期限があったというふうには思っていないんですけども、そこはちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

ただ、先ほど産業課長が申しあげましたように、今回1人当たり10万円の給付金を1つのきっかけに町の経済を活性化させようということですから、言ってみれば、よくそがんしても貯蓄に回ってしまうやろうもんというのが国のほうでも議論されておりました。私ども町としてはそうではなくて、ぜひ町の経済活性化のために御協力をさせていただきたいということですから、よろしければ、極力早目に使っていただきたいというふうに思いますが、ただ、こういう新型コロナの蔓延をしている時期でありますから、その使い時というのはやっぱり考えんばいかんかなというふうに思います。

大変申し訳ないんですけど、ビッキー商品券そのものに期限があったかどうかは今はっきりしないものですから、そこは確認をさせていただきたいというふうに思いますけれども、我々の気持ちとしては、可能な限り早目に使って町を潤していただきたいということでございます。

**○西原好文議長**

商品券に期限ついておる。（発言する者あり）期限はついとらんでです。（「期限はついとらんとでしよう、ついていないんですよね」と呼ぶ者あり）山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

かつてのプレミアム付商品券とはちょっと意味合いが違います。プレミアムがついている商品券ということなので、要は10枚分で12枚買えるというのがプレミアムなんです。今は、

ちよつと固有名詞出すとあれですけども、例えば、佐賀の玉屋とか、いろいろなところにも商品券というのがありますよね。それと同じような位置づけで、今多分ビッキー商品券を商工会で作っていただいていると思います。例えば、町の事業でいきますと、健康ポイント事業とか、そうしたものにも今は使わせていただいていますから、使用期限は（発言する者あり）ビッキー商品券（発言する者あり）ああ、商品券にもついているんですね。ついているそうです。すみません、今ついていないとお答えしようと思って立ったんですけども、どうもついておるようではありますが、そこは先ほど申し上げましたとおり、早期に消費をしていただきたいという願いを込めてでありますから、弾力的に、そこは長く取れるなら取りますけれども、むやみ長くは取れないというふうに御理解をいただければと思います。

**○西原好文議長**

よろしいですか。7番池田君。

**○池田和幸議員**

確認ですけども、プレミアム付商品券についてですけども、先ほどお一人お一人ということで説明が町長のほうからありましたけれども、1人何セットまでというのはここに書いていないんですけども、その辺は説明をお願いします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。一ノ瀬産業課長。

**○産業課長（一ノ瀬和義）**

1人1セットとして予算計上させていただいております。

5人家族であれば、5セットまで購入いただければと。

**○西原好文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

今回1人1セットということで予算計上はさせていただいておりますし、スタートの時点ではそうさせていただきたいと思いますが、必ずしも、1万人おられるから1万人買っていただければなおいいのですが、そうでないからと言って余らすのもなんですから、そこは予算の執行状況を見ながら、第2次募集とかもできればと思っています。

過去のプレミアム付商品券においても、第1次募集・第2次募集と行われていたようですから、そこは予算を見ながらになりますが、まずは公平性を確保するためにも、お1人1

セットということでスタートさせていただきたいと考えております。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○西原好文議長**

起立全員であります。よって、議案第21号 令和2年度江北町一般会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決と決しました。

これをもって、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和2年第2回江北町議会臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、令和2年第2回江北町議会臨時会を閉会いたします。

**午前11時12分 閉会**

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成2年5月1日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

局 長

書 記